

「共済の今日と未来を考える奈良懇話会」結成アピール

改定保険業法が昨年2006年4月に施行されて、一年あまりとなります。

保険業法改定の目的は、共済の名をかたる悪質な無認可保険業者（いわゆる「ニセ共済」）から消費者を保護するためと言われていました。しかし、現実には、私たちが運営する助け合いのための健全な自主共済までも同列に規制対象となりました。

改定法案が準備される段階では、金融審議会では「構成員が真に限定されるものについては、特定のものを相手方とする共済として、従来通り、その運営を専ら構成員の自治に委ねることで足り、規制の対象外とすべき」と指摘しています。国会審議では、当時の与謝野馨・金融担当大臣が「実態を把握しながら相談にのり、共済をやってきた方々がきちんと運営できるようにできる限りのことをしたい」旨を答弁し、山本有二・現担当大臣も健全運営の共済制度存続の「何か新しい考え方を見出せというご意見については、今後常に検討していくべきことである」と答弁しています。

しかし、改定法案の提案趣旨とは異なって、改定法の規制によって、これまで会員のために健全に運営してきた実績のある共済が、制度の解散や変更を余儀なくされるという重大な事態に追い込まれています。

私たちは、それぞれの団体が会員のための制度として共済を発足させ、健全に運営し、営利を目的とせず、助け合いの制度として発展させてきました。それは、加入者の生活保障にとどまらず、市民生活や地域経済、山岳安全対策、地域医療を支えるなど重要な役割を担ってきました。全国各地には、同様にして様々な助け合いを基礎とした共済制度が多数存在して、日本社会に広く定着していました。

自主共済への規制によって、これら健全な共済が存続できなくなることは保険業法改定の趣旨にも反し、共済加入者、国民の利益にも反するものです。

私たちは本日、日本社会に根ざして、社会を支える自主的な共済制度を守り発展させるため「共済の今日と未来を考える奈良懇話会」を結成することにしました。

私たちは、各団体が自主的に行う共済を、保険業法の適用から除外させ、従来通り健全に運営できるようにすることが極めて大切であると考えます。営利企業による保険業と同一視するような法規制を改めさせ、今後とも引き続き運営できるよう、力を合わせて求めていきます。また、ぜひ多数の団体の方々に趣旨に賛同いただき、運動の輪に加わっていただきますよう呼びかけます。

2007年6月23日

「共済の今日と未来を考える奈良懇話会」結成会議

呼びかけ団体：

奈良県勤労者山岳連盟
奈良県商工団体連合会
奈良民主医療機関連合会
奈良県保険医協会